

# 明治政府の対外政策―樺太・朝鮮・台湾―

麓 慎 一

明治初期における対外政策については、樺太問題・朝鮮問題・台湾問題など多くの研究成果がある。おそらくこれらの研究の次なる方向は、三つの相互関係の解明に向けられる、と予想される。

本報告の課題は、この相互関係の解明にロシア側の史料が多くの点で寄与できることを示すことである。特に、次のような研究上の問題点を克服することを念頭においている。明治初期の対外政策の研究において、上記にあげたようないくつかの問題の相互関係の解明を困難にしている要因の一つは、外務卿であった副島種臣が、明治六年政変―征韓論による政変―によって明治政府から下野し、その関係史料を残さなかったことにある。これまでの研究では、この点を克服するためにイギリス外交文書が利用されてきた。<sup>(1)</sup> 本報告は、この点をロシア側の史料でさらに発展させることを企図している。

これに関連して触れておかなければならないのは、ベーラ・パク (Bera Pak) の研究である。パクは、ロシアにおける露韓関係史の専門家であるが、その視野は広く、明治政府の朝鮮政策にも及んでいる。パクの研究によれば、明治政府の対外政策が相互に関係していたことが推定できる。本報告は、パクが復刻した史料だけでなく、その視点にも多くを負っている。<sup>(2)</sup>

この報告では、九点の史料を分析し、明治政府の対外政策、とりわけ副島種臣外務卿の対外政策を解明する。考察は、明治五年の後半から行なう。

第一に取り上げたいのは樺太問題と台湾問題の関係についての史料である。

## 〔1〕 樺太問題と台湾問題について

代理公使E・ビューツォフは、明治五(一八七二)年六月一七日、東京から本国に秘密報告を送った。<sup>(3)</sup> この秘密報告は、ビューツォフが外務卿副島種臣と樺太(サハリン島)の問題について協議した内容を伝えたものである。副島は、この会談でビューツォフに、二つの提案を行なった。第一は、日本政府による樺太全島の購入である。第二は、それに就いて合意ができない場合に、国境を引くというものである。<sup>(4)</sup> ビューツォフは、この副島の提案に対してロシア側がこれまでよりもいくらか領土的な譲歩を行なえる、と示唆した。すると、ビューツォフは、ウルツプ島に関して、副島から次のように指摘された。千島列島(クリル諸島)は、日本にとって魅力的なものではない。それは特に千島列島には、人が住まないからである。

このようにビューツォフが樺太の問題を進展させるために千島列島における譲歩の可能性を示したが、副島はそれを取り合わなかった。

この会談の内容を伝えたいので、ビューツォフは、日本政府が樺太の問題を早く解決することを望んでいるのに、それができない理由を次のように記している。日本政府は、自尊心に苦しめられていて、たいした報酬もなく樺太をロシアに譲渡するのを、日本の国民や他の国々が、日

本のロシアに対する弱さや卑屈さの兆候と見なすことを懸念しているのである。

その次に、ビューツォフは、副島から次のような条件を提示された、と報告している。

樺太を売却することに同意した場合には、もしもロシアが何らかの脅威を感じたら、日本は、秘密条約として、ロシアの軍隊を樺太に上陸させる義務を負う。<sup>(5)</sup>

ビューツォフは、この提案に対して、樺太の領有がロシアにとつて重要なのである、と述べてそれを議論することを避けた。ビューツォフは、この会談の最後で、この樺太の交渉においてロシア側が提起した案は、拒否されたということなのか、と確認した。副島は、「いいや」、「私は交渉を続けることになるだろう」と回答した。

この交渉では、副島が、第一に樺太の購入を打診し、第二にそれが受け入れられない時に、島上分界の案を示したことを確認しておきたい。さらに、第一の案については、秘密条約として、ロシアの軍隊の樺太への上陸の許可も提案された。一方、ビューツォフが、樺太のロシアへの譲渡に対して千島列島においてさらなる譲歩の可能性を提示した点にも留意しておきたい。

第二に取り上げるのは、ビューツォフが、明治五年一〇月六日、横浜からアジア局長II・ストモウホフに出した樺太問題と台湾問題・琉球問題についての報告である。<sup>(6)</sup> ビューツォフは、まず、樺太問題について副島と話をする機会がなかったことを報告している。その上で、樺太問題については、来年の春季まで事態が進展することは見込めない<sup>(7)</sup>ので、この問題を急で進める必要はない、と自らの考えを示した。

次に、ビューツォフは、ストレモウホフに、この報告と一緒にゴルチャコフ外務大臣宛の報告を送付したこととその内容を伝えている。

このゴルチャコフ外務大臣宛の報告の内容は、琉球の島々に関する日本と中国の間で発生している問題についてである、としか記されていない。これは、台湾に漂着した琉球人の「原住民」による殺害事件を指している、と推定される。ビューツォフは、この琉球の問題について、日本政府が中国に宣言した要求を放棄するとは思えない、と自らの考えを記している。その理由として、日本政府のなかで強く成長した自尊心は頑なで、日本政府に要求を放棄することを許さないのである、と彼は指摘する。さらに彼は、次のような見通しを記している。日本政府の自尊心は、もしも領土を拡張できないような場合には、近隣の諸国にその影響力を拡大せよとするであろう。

このように全体的な状況と見通しを記した上で、ビューツォフは会談で、副島が「日本は、おそらく中国よりも台湾を領有する権限を多く持っている」と真剣に説明した、と記し「私には、日本がこの島—台湾—を希求し支配することは何ら不可能なことではないように思われる」と感想を記している。<sup>(8)</sup>

ビューツォフは、このように樺太問題と台湾問題の状況を報告した。さらに、彼は、この二つの事案についてある関係性を見出していた。彼は、次のように記している。

私たちは、彼ら<sup>(日本人)</sup>を南部において獲得物を求めるように仕向けることができるのです。それは、彼らがサハリン島(樺太)についての私たちの要求に反対しないようにするためです。私は、このことを折を見て必要な時に副島に述べます。<sup>(9)</sup>

このようにビューツォフは、台湾問題を樺太問題のために利用することを構想していた。さらにこの報告には、日本と朝鮮の関係についての外国新聞の記事と、それについての彼の意見が述べられている。まず、彼は「東洋における外国の新聞は、朝鮮に遠征しようとする日本の意図

について書いている」と新聞記事の内容が日本の朝鮮に対する遠征である、と報告している。しかし、彼は、この新聞によって広められている噂に対する十分な反証を示すことができる、としてその根拠を次のように提示した。

副島の話によれば、日本政府は朝鮮で猛威を奮っている飢饉のことを知って今年、日本において豊作だった米を朝鮮政府に給与する提案を任務とした役人を派遣した。<sup>10)</sup>

ビューツォフは、この朝鮮の飢饉の救済を日本政府が計画していることから、朝鮮に軍事的な進出を行なう可能性が現段階では低い、と判断した。しかし、その一方で、彼は「このような活動によって将来、両国―日本と朝鮮―の決裂の可能性が、もちろん取り去られた、ということではない」、と将来における日朝関係の断絶の可能性も示している。このような考えを彼に持たせることになったのは、副島がこのような事態が発生する可能性があることを認めていたからだ。ビューツォフは、副島との話し合いから、日本と朝鮮の関係についてロシア側がどのように考えているのか、そしてまた日本と朝鮮の関係が決裂した場合に、ロシア側がどのような態度を取るのかを副島が知っていたがっている、と感じた。ビューツォフは、副島との会談を踏まえて、このように日本政府の権太問題・台湾問題・朝鮮問題についての動向を報告した。

第三に考察するのは、ビューツォフが、明治六年一月二十七日、ゴルチャコフ外務大臣に送付した日本の台湾問題についての報告である。<sup>12)</sup>

この報告は、明治四年一〇月に琉球の宮古島の島民の台湾への漂流と台湾の「原住民」たちによる彼らの殺害事件の処理について記されている。ビューツォフは、次のように報告している。琉球のジャンクの乗員が台湾の南西海岸の住人たちによって殺害されたので、日本政府はこの補償を得るために中国政府との交渉に入った。

ビューツォフは、しばしば副島にこの問題の推移について質問した。副島は、それに対してビューツォフに、このことは少ししか進んでいない、と回答していた。

副島は、最近になってこの問題に関連してビューツォフに内密に自分の北京行きのことを伝えたのであった。その話は、次のような内容だった。副島は、近々、台湾問題を話し合うために北京に大使として出発する。この使節団の目的は、二国間の条約交渉の再開と中国の皇帝に婚姻についての天皇の祝意を示すためである、と公示される。このように述べた後、副島は、台湾問題についての考えをビューツォフに次のように開陳した。中国政府に琉球の人の殺害についての賠償を求める企図はない。中国政府から出された文章の中に、台湾の東部は中国から独立している、と記されている。それなので私は、「原住民」のリーダーたちと直接的な関係を持ちたい、と思っている。台湾の島上において中国の領土と「原住民」のいる領域は隣接しているので、中国政府に事前にこのことを知らせたい。この予告なしには、「原住民」のリーダーたちと直接的な関係を持つことはできない。なぜならば、台湾の東海岸には上陸できる地点がないからである。台湾の西海岸の中国の港の一つに日本の使節を上陸させるための中国の許可を得たい。

このように副島は、台湾政策を構想していた。副島は、このような方策がどのように展開するのか、という予想についてもビューツォフに語っている。副島は言う。「原住民」のリーダーたちは、中国人たちとの関係をいつも拒否しているように、日本と関係を持つのも拒否するだろう。そのような場合には、「原住民」への対応は軍隊を上陸させる、ということである。だから、中国政府が港の一つに日本の軍隊を上陸させることに同意してくれることを期待している。

ビューツォフは、そのような同意は得られないであろう、と副島に指

摘すると、彼は返答するのに困惑したが、どちらにしても軍隊を上陸させなければならぬ、と述べた。さらに、副島はそのような事業は、人員の点で困難をとまなうものであるが、日本はその点で不足などは無い、と付け加えた。なぜならば、その人員として刀を抜く機会と自分たちの豪胆さを示すことを希望する数千人の武士がいる、と副島はその理由を説明した。

さらに、副島は台湾問題の重要性をビュートツオフに次のように述べた。日本政府は、台湾の運命に無関心でいることはできない。それは、台湾が琉球列島に近接しているからである。「原住民」たちによる外国の水夫たちの殺害という事態は、また繰り返される。そして、次のような事が起るかもしれない。ヨーロッパのどこかの国、たとえばイギリスがこのような暴力を終わらせるために台湾に定着する必要性を見出す。しかし、日本人は、ヨーロッパ人による台湾の領有を許すことはできない。それゆえ、その可能性を未然に防ぎたいのである。副島は、このように台湾の状況と懸念をビュートツオフに述べた。

副島が、台湾についての自分の考えをビュートツオフに示したのには理由があった。副島は、このことをロシア政府がどのように考えるのかを知りたがり、さらに、彼はロシア政府がこれに好意的に対処してくれるように求めたのであった。

ビュートツオフは、それに対して副島が構想している活動によって惹起されるあらゆる事態と、それが中国との決裂を引き起こす可能性を述べた。その一方で、ビュートツオフは、ロシア政府のそれについての意向を明確に述べることが回避した。そして、彼は、次のように表明するに止めた。日本政府のおおむね公正な要求について、ロシア人は、日本の隣国として、日本政府に賛同する気持ちになっている。

ここでは、副島の台湾についての政策の構想と、それが外国からの台

湾の確保という発想から生じている点、さらにはこの問題の処理においてロシア側の好意的な対応を彼が期待していた、という点に留意してきたい。

一方、ビュートツオフは、このような副島の台湾についての政策構想を樺太問題がロシアにとって有利な方向に向かうように利用しようとした。この報告の考察の最後として、この点を示しておきたい。報告には、次のように記されている。

私<sup>(ビュートツオフ)</sup>は次のように指摘しました。日本にとって台湾問題は、サハリン島(樺太)の問題よりもはるかに利害関係が大きいのである。そして、その(台湾問題)の解決は、何の困難さもたらさないのである。しかし、副島は、再びこの問題を討議しようとはしなかった。そして次のように約束した。近日中にこの問題について私と面会する。副島卿は、そのことを実行しなかった。そして、その時から私は、彼がサハリン島(樺太)の交渉を回避しようとしている、と感じるようになった。<sup>(13)</sup>

このようにビュートツオフは、樺太の問題よりも台湾のその方が日本政府にとって重要なので、台湾問題に精力を注ぐように仕向けようとしたが、副島はそれについてさらなる議論を避けた。

第四として考察を加えるのは、明治六年二月一七日付でゴルチャコフ外務大臣にビュートツオフが出した報告である。<sup>(14)</sup>

ビュートツオフは、ゴルチャコフ外務大臣に次のように報告している。旅程が少なくとも三カ月には及ぶと予想される副島の中国への出発に鑑み、樺太に関する彼の考えに変化がないかを確かめることが必要である、と考えた。そこでもう一度、この島の問題について議論する希望を副島に伝え、会談が行われることになった。

ビュートツオフは、次のようにこの会談で述べた。樺太の問題は、日本

にとつてほんの少しの政治的利益もない。それは、もっぱら日本にとつては経済的な利益しかない。その経済的な利益は、ロシアが提案する条件によって完全に弁済される。それに対して副島は、次のように反論した。樺太における流刑植民地の状況から、日本人たちが樺太に残留することやロシア人が日本人に供与することを提案している漁業の利益を得られる可能性はない。なぜならば、ロシア人の流刑囚による殺人が何度も発生している。日本人たちは、それらが繰り返されることをひどく恐れている。このことは、当然のことながら日本人が漁業を自由に行なうことを阻害する。ビューツォフは、これに次のように答えた。もし、日本政府が樺太の南部を放棄したら、ロシア人は、おそらく日本の漁業者たちの安全を確保する義務を負うだろう。

しかし、副島はそれに納得せず、次のように反駁した。ロシア人の流刑地の存在が両国の関係の発展を不可能にするのであり、もしロシア人が、樺太をもっぱら流刑囚にとつて適切な土地である、とみなしているのなら、日本政府も、そこに流刑囚を送り込むことになる。なんとなれば、普通の人たちにとつて樺太の滞在は困難だからだ。

ビューツォフは、次のように反論した。ロシアと日本の関係を発展させるのは、樺太ではない。そして、次のように明言した。日本が使命を果たすのは、北方ではない。もしも、日本が東洋にあつて役割を果たすとすれば、日本にとつて不都合な土地の小さい部分（の放棄）は、日本が運命で割り当てられている地域の占有を促進することになる。日本政府が南方で目指すものを獲得するのは、ロシアの利害と対立しないし、そしてこの方向での日本の活動にはロシアは好意的な眼差しを向ける用意がある。副島はそれを理解した、とビューツォフは感じた。

副島は、次のように述べた。

台湾問題がうまく終わるとすればそれは良い。しかし、もしもロシア

アにサハリン島（樺太）を渡して、私が台湾問題で失敗したなら、非難が私に向けられ、私は自分を守るために何も言うことができなくなってしまう。なんとなれば、一方の損失を他方の利益で穴埋めできないからである。<sup>(15)</sup>

ビューツォフは、副島が自らに向けられる非難に対して以下のように応えることができる、と提案した。樺太をロシアに譲渡しても、日本は漁業の利益を保全できるし、役人や兵士の維持のための厄介な支出から解放される。そして、明確に国境を画定できる。結局のところ、副島がいつもロシア政府との友好に重きを置いている、と述べているそのことにより、私は日本政府が、二つの国の間の友好関係をしっかりとしつたものにする譲歩をロシア政府に行う、と述べる資格を有しているのである。<sup>(16)</sup>

ビューツォフは、このようなやり取りを記したあと、これまで一度も樺太のロシアへの譲渡の可能性を副島は示さなかったので、この報告に掲載した副島との会談は自分を満足させた、とゴルチャコフに伝えている。

このように、副島は樺太を放棄して台湾問題に精力を傾ける、と述べるには至らなかつたが、これらの二つの問題の連関の可能性に言及したことに留意しておきたい。

次に、第五として、明治六年二月にビューツォフが外務省に提出した報告書を分析する。<sup>(17)</sup>ビューツォフは、第四に取り上げた報告と同じ月の明治六年二月に次のように外務省に報告している。

副島外務卿は、数日前に次のように話した。樺太問題についての私の発言に対して約束した回答をするために私に会いたかつた。この問題に着手することを副島が喜んでいないことを示す動揺のあとで彼は私に次のように述べた。日本政府は、樺太について行なわれた提案を採用する可能性を見出さなかつた。なぜならば、政府の利害は樺太の南部の放棄

を許さないからである。これについてビュートツオフは、日本政府が樺太に価値を見出していると分かっていたのは、日本政府がロシアから樺太を購入した場合、樺太にあつて取り壊すことになるロシアの施設について賠償する、と提案してきたからだ、と報告している。その上で、ロシアの提案は、ある程度、日本政府に領土を残すという意向に反しているのである、と彼は結論付けている。

その上で、副島は、日本政府は犯罪者を流刑にするために樺太を利用することを考えている、と付け加えた。副島は、ビュートツオフに他に合意できる案があるかどうかを尋ねてきた。そして、副島は、樺太について次のように述べた。日本は土地が必要なのである。それゆえ、樺太の南の部分は日本にとって必要なのである。樺太の南部の代わりにロシアによって示された島々は、あまりにも小さいし、さらに殖民にも適していない。これについて、副島が、昨年のビュートツオフによる提案、すなわちウルップ島以外にも他の領土的譲歩の準備があるということに納得せず、その時、日本政府はさらに北方に進出する企図はないのである、と反対したのに、そのことはおくびにも出さなかった、とビュートツオフは不満を記している。彼は、副島がさらに話し合いを進展させないために自分の提案を批判している、と確信した。それゆえ、話し合いの継続に有益さを見出せない、と述べて彼はそれを中止したのであった。

その上で、ビュートツオフは、次のように報告している。

この会談によって私は次のような確信をもった。日本政府が樺太の問題でロシアに譲歩を促すような突発的な出来事がなければ、樺太の問題についてロシアによって選択され、提案されている条件に基づいて交渉し問題の解決にいたることはない。樺太における流刑囚の活発な活動と大規模な流刑が、私の意見としては、日本人たちを譲歩に追い込むことができる。日本政府が、樺太のことでロシアと

競い合うことで大きな財政的な負担を強いられるということ、樺太の南半分の地域をロシアが専有することを邪魔できない、という確信を日本政府に持たせることが必要である。<sup>18)</sup>

ビュートツオフは、このように樺太の問題について日本にその領有の企図を放棄させようと考えていたのであるが、もう一点、彼には懸念があった。それは、日本政府が、樺太の全てをロシアに譲渡する、という決定をする前に、他の国の援助を受けようとするのであった。この点を付け加えておきたい。

この第五として分析した史料では、樺太問題と台湾問題の連関は見出せない。副島は、樺太の放棄、それ自体の可能性を否定するだけでなく、ロシアから樺太の南部を購入した時に発生するであろう賠償についても言及する、という状況だった。

## 〔2〕 樺太問題と朝鮮問題について

次に取り上げるのは、樺太問題と朝鮮問題の関連である。〔1〕の樺太問題と台湾問題が関係した時期とこれから考察する〔2〕の樺太問題と朝鮮問題の関連の時期の間に、副島は、中国に大使として派遣されている。この点を最初に確認しておきたい。その旅程は以下の通りである。彼は、明治六年三月一〇日、東京を出発して、四月三〇日に天津で李鴻章と日清修好条規を批准し、七月二五日に横浜に帰着した。<sup>19)</sup> これから考察する史料は、副島が中国から帰国した後のものである。

第六として分析するのは、ビュートツオフが、明治六年八月二二日、外務次官B・ベストマンに提出した副島との対談についての報告である。<sup>20)</sup> 副島との会談から彼は次のことを確信した、と記している。

日本政府は、朝鮮との関係で懸念を持ち続けている。副島は、次のように私に述べた。朝鮮人の横柄さと厚かましきは、日本政府の我

慢を越えた。問題の平和的な解決のために日本政府が実施しようと考えている最後の試みが上手く行かなかつたら、日本政府は受けた侮辱を雪ぐために軍事力に訴えざるを得ない。<sup>(21)</sup>

このように副島は、ビュートツオフに対して日本と朝鮮の軍事的な対立の可能性を明言したのである。ビュートツオフは、日本と朝鮮の対立の原因について次のように見解を示している。日本政府の不満は、朝鮮政府が、幕府が崩壊するまで存在していた名目的な日本に対する従属関係をもう認めたくない、ということに起因している。このことを承認するという要求を、日本政府は強く提示している。朝鮮の人たちが敵対的なのは、日本が外国との関係を取り結んだということが唯一の原因なのである、と断言して副島はこのことを否定する。しかし、どうであろうと、次のことは私にとつては疑い得ないことである。日本政府は、自分たちの影響力を最も近接した国々に拡大したくてたまらないのであり、それらの一つに攻撃を行なうための口実をもつばら捜している。それらの国々の一つは、すでに幾度か日本政府に隷属させられたり、戦争によって日本の軍隊に名声を与えたり、それと同時に日本の国内における優越的な地位が廃止された改革によって不満を持つ人たちが全員に仕事を与えることになった戦争の相手国である。

さらにビュートツオフは、副島の中国での活動と朝鮮政策の構想について次のように報告している。

副島外務卿は、北京における自らの滞在を、朝鮮との戦争を宣言した場合にその政府（中国政府）が取る立場を知るために利用したのである。彼は、おそらく、中国の大臣たちの説明から、中国政府がこれまで朝鮮との関係において堅持してきた不干渉の姿勢を崩さない、という確信を得たのである。

さらに副島は、日本政府は武力に訴えるよりも、まだ平和的な合意を

得るようにする、という希望を持っている、と述べた。このような行動の様式（平和的な合意の希求―籠）は、日本政府にとつて必然的なもののように私には思われる。なんとすれば、特に、副島外務卿が成功するのに必要だと考えている（軍隊の）規模が関係している。日本は、現段階では戦争を始めることができる状況にはないのである。副島外務卿は、朝鮮におけるフランス人とアメリカ人たちの失敗は、遠征隊の力の不足によるに違いないという考えを表明したのち、次のように述べた。日本政府は、少なくとも五万人の軍隊による遠征を実行する必要がある。

日本の旧式の軍装による人をこの数、集めるのは日本政府にとつて難しいことではない。しかし、その中に規律がほとんど考えられていないような軍隊をもつてしては、遠征隊の成功は非常に疑わしいのである。なんとすれば、日本人は、もう、現段階にあつては朝鮮をかつてそうだったような戦争の準備が不十分で劣った軍事力の敵とは考えていない。朝鮮人はすでに数年間にわたつて、戦争の準備をしてきた。朝鮮人は、自分たちの海岸をヨーロッパの武器で固めており、聞くところでは、彼らに不足しているものはない。副島によつて述べられたところの規模で正規軍からなる軍団を集めるために、さらにもう数年かかる。現在、いくらかでも訓練を受けた正規軍は、一五千人を超えてはいないだろう。結局、日本政府が五万人の軍隊のための十分な運送の手段を手当てできるかどうかとも疑問がある。

全体として、次のように私には思われる。<sup>(ビュートツオフ)</sup>副島は、このような大きな規模を想定している遠征に伴うあらゆる物質的な困難について明確な試算を出してはいない。副島は、私の次の質問について回答することを避けた。朝鮮への進軍に成功した場合に、日本政府が何をするのか。日本政府が朝鮮に根付くのか、それとも彼らの独立を維持することを企図しているのか。

このように史料6は明治六年政変―征韓論政変―直前の副島種臣外務卿の朝鮮政策についての構想を説明する手掛りを与えてくれる。

この副島の朝鮮政策の構想をさらに明らかにするために、第七として同日（八月二二日）付のもう一つのビュートツオフの外務次官ベストマン宛報告を分析する。<sup>(22)</sup> 次のようにビュートツオフは報告している。

副島卿の帰国後、私は副島との対話を再開した。彼は問題を解決するために二つの方法だけを考えていた。ロシアから樺太の全てを購入するか、ないしはロシアにそれ（樺太）を譲るかである。後者の場合には、日本と朝鮮が戦争した際に、ロシアがそれに対して中立を保ち、さらに朝鮮を攻撃するためにロシアの沿岸に日本の軍隊を上陸させることを許可する義務を負う、というものである。

これらの提案は副島卿が個人的に行なったもので、まだそれらが政府によって賛成されているのか否かは分からない。私は、明確に第一―日本人による樺太の購入―には反対した。次にこの提案の不確実さを指摘して、私は第二の点については発言しなかった。この戦争がいつなのかも分からずに継続的な期間、義務を負うのは不可能なのである。私は、次のように発言した。明確な申し入れを受け取るまでは、私は、政府にこの提案を提示することはできない。これに対して、副島は次のように述べた。自分によって提案された種類の条件によってのみ日本政府は樺太を譲渡することができる。このようにビュートツオフは副島との会談の内容を報告した。そして、電報による訓令を依頼する前に、ビュートツオフは副島外務卿がこの条件を変えていないかどうかを確認したい、とも記している。

この第七の史料からは、副島が、樺太について二つの私案を示したことが分る。この私案が第六として分析した史料と密接に関係していることについても留意しておきたい。

このビュートツオフの報告を受けて、外務次官ベストマンは、上奏報文を作成して皇帝に提出した。次に、この上奏報文を第八の史料として分析する。明治六年九月二〇日付の「樺太（サハリン島）の問題について」と題する外務次官ベストマンの上奏報文には次のように記されている。<sup>(23)</sup>

「四等文官ビュートツオフの電報の内容について、皇帝陛下に以下のよう

に説明を提出させていただきます」という文言から上奏報文は始まっている。それに続いて、以下のような内容が記されている。

すでに、一八七一年、日本と朝鮮の予想される決裂についての情報に関して、皇帝陛下は外務省の考えに賛同するのが適切である、というお考えにられました。ロシアは日本の権力が朝鮮に及ぶこと、それともにもヨーロッパのいろいろな国の間接的な影響が朝鮮に及ぶことは、南ウスリー地域におけるロシアの不確定な状況との関係から賛同できない、ということです。一方で、これについて外務省は、ロシアにとって日本との関係が平和であって、なおかつ不審と困難に見舞われている樺太問題についてしっかりとした解決をもたらすような合意を追求する重要性について言及しました。

これらに基づいて、その時、日本と朝鮮が開戦した場合には、しっかりと局外中立を守るように東シベリア総督に皇帝陛下の御命令が発せられました。上記のことに鑑み、外務省は次のように考えております。朝鮮との戦争の際に、ロシアの局外中立について日本と秘密条約を結ぶことは特段に困難なことであるとは思われません。その際、触れないままにしておかざるを得なかった朝鮮との国境を明確にすることが必要です。この国境は、一八六〇年の中国との条約によつています。しかし、この条約にはほかならぬ朝鮮についての言及はないのです。

朝鮮と中国の関係について言えば、アメリカ合衆国との戦争のあと、近年にあって中国の属国としての朝鮮の隷属性がさらに明瞭に現れてき



ている。中国政府は、朝鮮の国内問題に干渉しないと述べてはいるものの、一方で北京の当局はアメリカ合衆国と朝鮮の間で発生している書翰のやり取りの仲介を放棄しようとは考えていない。この問題のその後の推移から次の事は明白なのである。中国人たちが従属国―朝鮮―にある程度の影響力を維持することを望んでいる、ということである。その一方で、中国は朝鮮に進出しようとする外国人たちの要望によって生じることになる全ての争いや衝突の責任を引き受けさせられないように思案している。

あらゆる点から考えて次のような結論を導き出すことができる。中国政府が、日本人たちによる中国の隣にあつて、部分的には従属している地域の侵略に無関心ではない、ということである。それゆえ、ロシアの領土を日本人たちの軍隊が通過するという要請に対しての同意は、このような方策に対する全般的な不満だけでなく、私たちにとって極めて良くない中国政府の企図に直面することになるに相違ないのである。上記に基づいて私は四等文官ビュートツオフへの返答案について皇帝陛下の承認をいただきたい。

このようにベストマンは、ビュートツオフの報告を踏まえて、日本が朝鮮と戦争する際の局外中立を承認するように求めたが、その際の日本の軍隊のロシア領の通過は中国との関係に問題を生じさせることになる、と考えてそれを承認しないように意見を上奏した。上奏に対する皇帝の判断については「オリジナルでは書かれた文章に対して皇帝陛下は「当然だ」と記載された」とあり、皇帝がそれを承認したことが確認できる。次にこの文書に付された「ビュートツオフへの秘密交信の草案 横浜」を考察する。

ビュートツオフへの訓令草案には次のように記されている。

望まれる方向での樺太問題の解決にあつて、私たちは日本と朝鮮の

戦争に干渉しないという公約を与えることはできる。軍隊の通過について、あなたは全ての政治的そして物質的な不都合さを説明しなさい。<sup>(24)</sup>

このようにベストマンの意向が記された訓令草案には「皇帝陛下の御自身の手で記された。「裁可」と、皇帝がそれを承認したことが記されている。

この訓令が発令された後、ベストマンはこれに関連する指示をおよそ二週間後に出している。この指示を最後に分析する。

第九として、明治六年一〇月八日付代理公使ビュートツオフ宛外務次官ベストマン秘密訓令を考察する。<sup>(25)</sup>

ベストマンは次のように指示した。

あなたは、日本が私たちが樺太を購入する、という提案に反対した。一八七三年九月八日(「露」の秘密交信(ビュートツオフへの訓令を指している)と推定される)においてすでにあなたに朝鮮との戦争における干渉についての公約を結ぶことについての皇帝陛下の同意を通知した。しかし、あなたは、公正に次のように意見を述べたのです。このような条件は、全くもって漠然とした期間というのでは効力を持つことはできない、ということである。

また、軍隊を通過させるという日本の要請を承認することは不可能である。このような方策が全体として不都合であるだけでなく、中国政府に極めて非友好的なものとして理解されることになる。交渉の際、日本人たちに次のように説明するのです。ロシアの領地を通過して朝鮮を攻撃する、という計画を日本人たちが実行することがどんなに不都合なことであるのか、ということである。海上における長い航海、それゆえに増援部隊、軍事的な補充、食料などから遠く離れることになるのである。また、この目的のために必要な要件も満たしておらず、役にも立た

ない沿岸地域への上陸の不便さを説明するのです。その地域の人口は希薄で、当然のことながら食料、運送手段などを見込むことは不可能なのである。交通網や道路がないので、人跡未踏の林を通過しなければならぬのである。

あなたは、これとは別に日本人に次のように示すのです。ロシアの海岸の日本の軍隊の上陸は、他の国々のとても大きな注目を浴びことになる。ロシアと日本の間に中国に敵対的な秘密条約の存在を予想させ、それゆえ、全体として極東にヨーロッパ人の興味を引き起こさせることになる。これは、日本人に利益をもたらさないのであろう政治的状況を惹起することになる。

このようにベストマンは、日本と朝鮮の戦争の際の局外中立の公約にあつて時期が明確でなければ意味をなさないと、さらに日本の朝鮮への侵攻、それ自体の困難さも日本政府に伝えるようにビューツォフに指示したのであつた。

おわりに

本報告は、ロシア側の史料を用いて明治政府の対外政策、とりわけ外務卿副島種臣の対外政策の構想の解明を課題とした。大きく二つに分けることができる。一つは、「1」樺太問題と台湾問題が連関する状況である。もう一つは、「2」樺太問題と朝鮮問題が連関する状況である。

「1」の点では、「2」樺太問題と朝鮮問題が連関する状況である。樺太を放棄した上で、台湾でも成果を得られなかったら、副島が非難されるというところまで話が進んだ。

一方、「2」では、特に第七として分析した史料などにあつたように、日本が樺太を購入するという案が受け入れられない時に、その譲渡の代償としてロシアが局外中立を保つただけでなく、朝鮮を攻撃するために日

本の軍隊のロシア領の通過を認める、という構想が提起されるに至つた。本報告では、このようにロシア語史料が、明治政府の対外政策の解明に大きく寄与することを示すことができた。

〔注〕

(1) たとえば、明治六年政変期における副島種臣の朝鮮政策についての構想は、石井孝氏や宮地正人氏によるイギリス外交文書の分析によつて明らかにされている(石井孝氏「明治初期国際関係の概観」〔幕末維新期の研究〕所収、一九七八年、吉川弘文館) 四一頁、宮地正人氏「幕末維新期の国家と外交」〔講座日本歴史 7 近代1〕所収、一九八五年、東京大学出版会) 七一頁)。

(2) B・バクは、一九九六年に「資料 ロシア外交と日朝修好条規 一八七六年」を出している(Документы Русская дипломатия и Японо-Корейский Канхваский договор 1876г. Взаимоотношения народов России, Сибири и стран Востока: история и современность.-Иркутск, 1996)。本報告では、この資料集を一部利用した。またB・バクの研究の中では特に、『ロシア外交と韓国(一八六〇—一八八八年)』(モスクワ、一九九八年)を参照した(B. Пак. Российская дипломатия и Корея (1860-1888). Москва, 1989)。

(3) Российский государственный архив военно-морского флота (Дальневосточный архив) (ロシア国立海軍文書館)。Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Д. 6-606. 明治五年六月一七日は、ユリウス暦(以下「露」と略記する)では一八七二年七月一〇日(露)、グレゴリオ暦(以下「西」と略記する)では一八七二年七月二二日(西)である。この報告の余白には、「原本は、一八七二年九月二四日 皇帝陛下から返却される」と記されている。

(4) 原文は「Провести границу」であるが、樺太の島上に国境を引くと解釈した。

(5) РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Д. 6.

(6) 明治五年一〇月六日は、一八七二年一〇月二五日(露)・一八七二年

- 十一月六日〔西〕である。РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 906.
- (7) この報告によれば、ビュートツォフは樺太の問題を沿海州軍務知事のク  
ロウンに照会し、その回答を待っているという状況だった。
- (8) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 806.
- (9) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 806.
- (10) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 9.
- (11) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 9.
- (12) 明治六年一月二十七日は、一八七三年一月二十七日〔西〕・一八七三年一月  
十五日〔露〕である。РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 14-16.
- (13) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 16.
- (14) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 23. 明治六年二月一十七日は、  
一八七三年二月五日〔露〕・一八七三年二月一十七日〔西〕である。
- (15) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 24.
- (16) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 31.
- (17) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 30.
- (18) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 3106.
- (19) 『日本外交文書』六卷一二六頁・一二〇〇頁。
- (20) Архив внешней политики Российской империи (Далее-АВПРИ [ロシア  
帝国外交文書館]). Ф. Спб. Главный архив. 1-1, 1873г. д183, л65-66. 本史料  
は、注(2)の史料集の二三七～二三九頁に翻刻されている。
- (21) АВПРИ. Ф. Спб. Главный архив. 1-1, 1873г. д183, л65-66.
- (22) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 73-7306. この〔第七の史料〕には、  
宛先がないが、外務次官ベストマン宛と推定した。その根拠は、「第七の  
史料」を受けて、ベストマンが上奏報文〔第八の史料〕を提出している

点に見出した。

- (23) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 70-7106.
- (24) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 72.
- (25) РГВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 74.
- 〔付記〕本稿は、科学研究費補助金基盤研究B「帝政ロシアによる露領  
アメリカ経営と環太平洋における海洋秩序の変容について」(課題番号  
二五二一〇〇三一、研究代表者：麓慎一)の成果である。

本研究集会は、科学研究費補助金基盤研究A「ロシア・中国を中心とする在外日本関係史料の調査・分析と研究資源化の研究」(課題番号三三二四二〇三九、研究代表者：保谷 徹)の一環として、その経費の一部も使用して行なった。なお本科研は五月末をもって、基盤研究S「マルチアーカーカイヴァルの手法による在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」(課題番号二六二二〇四〇二、研究代表者：保谷 徹)に切り替えられている。